

「SDGs推進ワーキング・グループ」の設置について

平成30年11月1日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 設置

SDGs（持続可能な開発目標）の達成のためには、企業、投資家、金融機関が主体的に取組み、その役割を通じて関与が必要とされており、正会員におけるSDGsの推進を支援するための取組みについて検討するため、理事会の下に、「SDGs推進ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2. 構成・運営

- (1) WGは、正会員の役職員、市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (2) WGの座長及び副座長は、委員のうちから、会長が委嘱する。
- (3) 委員がWGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

3. 報告

WGにおける検討状況等は、適宜、理事会等に報告するとともに、報告書を取りまとめる。

4. 事務局

WGの事務局は、第二種金融商品取引業協会総務・会員部が行う。

以 上